

議第71号

高島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

高島市長 福井正明

---

高島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（平成17年高島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。